

(別紙 2)

テレワークの導入支援を行う補助金・融資等の施策、導入に当たっての費用負担の課税面での考え方

- IT 導入補助金（テレワーク等に必要なソフトウェア等の導入時に使える補助金）

<https://www.it-hojo.jp/>

- IT 活用促進資金（日本政策金融公庫の融資制度。テレワーク向け投資には深掘りした低金利が適用されます） https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

- 国税庁 F A Q（従業員に対して在宅勤務手当を支払う場合の課税されない範囲やその計算方法をわかりやすく解説されています）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>